

白河市行政分譲地販売促進業務委託事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市（以下「市」という。）が分譲する住宅団地の分譲促進にあたり、宅地建物取引業者に当該住宅団地の分譲地を購入する意思のある者（以下「購入希望者」という。）の^{せんさく}詮索等の業務を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 行政分譲地 市が分譲を行う第2白鳥ニュータウン及び田園町府ニュータウンをいう。
- (2) 分譲価格 住宅団地の譲渡価格の合計をいう。
- (3) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に定める者をいう。

(業務委託先)

第3条 業務委託の相手方は、宅地建物取引業者とする。

(業務内容)

第4条 委託する業務は、行政分譲地の購入希望者の^{せんさく}詮索、報告及び当該団地の^{あつせん}販売斡旋とする。

(業務委託契約)

第5条 業務委託契約は、複数の宅地建物取引業者と締結できるものとする。

(業務委託費)

第6条 業務委託費は、前条の規定により業務委託契約を締結した宅地建物取引業者から報告のあった購入希望者と市が土地売買契約を締結し、その購入希望者から市に土地譲渡代金が納入された後に、別表「業務委託費算定基準」に基づき積算した額を支払うものとする。

(媒介報酬の取扱い)

第7条 前条の規定により、業務委託費算定基準に基づく業務委託費を市から受領した場合、宅地建物取引業者は、購入希望者に対し媒介報酬を請求しないものとする。

(協定の締結)

第8条 業務委託事業を円滑に実施するため、あらかじめ宅地建物取引業者が加盟する社団法人福島県宅地建物取引業協会白河支部並びに社団法人全日本不動産協会福島県本部県南支部と協定を締結できるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成19年白河市告示第75号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

業務委託費算定基準

分譲価格	委託費の額
200万円以下の金額	100分の5
200万円を超え400万円以下の金額	100分の4
400万円を超える金額	100分の3

- 1 業務委託費は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（昭和45年建設省告示第1552号）第1により算出した額とし、上記の別表左欄の分譲価格に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額とする。
- 2 1により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数の全額を切り捨てるものとする。
- 3 上記により算出した額に消費税率を乗じて得た額を業務委託費とする。